

岩手県企業局管理規程第4号

企業局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県企業局長 千葉 勇 人

企業局契約規程の一部を改正する規程

企業局契約規程（平成6年岩手県企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(一般競争入札の入札保証金)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）<u>第21条の14</u>の入札保証金の額は、入札に参加しようとする者の見積もる入札金額の100分の3以上の額とする。ただし、単価により入札を行う場合の入札保証金の額は、契約担当者が定めた額以上の額とする。</p> <p>(契約保証金)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 地方公営企業法施行令<u>第21条の14</u>の契約保証金の額は、契約金額の100分の5以上の額とする。ただし、単価により契約を締結する場合の契約保証金の額は、契約担当者が定めた額以上の額とする。</p> <p>(違約金)</p> <p>第26条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額の年<u>3.7パーセント</u>の割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(契約カードの作成等)</p> <p>第28条 契約の<u>主管担当課長、施設総合管理所長及び県南施設管理所長</u>は、次に掲げる契約については、当該契約の締結に関する回議を受けたときは、直ちに、契約カードを作成してこれを保管し、常時整理しなければならない。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>2 契約の<u>主管担当課長、施設総合管理所長及び県南施設管理所長</u>は、契約カードに登録された契約の債権の行使及び債務の履行については、常に周到な注意を払い、適時適切な処理がなされるように努めなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(担保に充てることができる有価証券の種類及び担保の価値等)</p> <p>第29条 [略]</p>	<p>(一般競争入札の入札保証金)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）<u>第21条の15</u>の入札保証金の額は、入札に参加しようとする者の見積もる入札金額の100分の3以上の額とする。ただし、単価により入札を行う場合の入札保証金の額は、契約担当者が定めた額以上の額とする。</p> <p>(契約保証金)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 地方公営企業法施行令<u>第21条の15</u>の契約保証金の額は、契約金額の100分の5以上の額とする。ただし、単価により契約を締結する場合の契約保証金の額は、契約担当者が定めた額以上の額とする。</p> <p>(違約金)</p> <p>第26条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額の年<u>3.6パーセント</u>の割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(契約カードの作成等)</p> <p>第28条 契約を<u>主管する課長及び担当課長並びに施設総合管理所長及び県南施設管理所長</u>は、次に掲げる契約については、当該契約の締結に関する回議を受けたときは、直ちに、契約カードを作成してこれを保管し、常時整理しなければならない。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>2 契約を<u>主管する課長及び担当課長並びに施設総合管理所長及び県南施設管理所長</u>は、契約カードに登録された契約の債権の行使及び債務の履行については、常に周到な注意を払い、適時適切な処理がなされるように努めなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(担保に充てることができる有価証券の種類及び担保の価値等)</p> <p>第29条 [略]</p>

2 [略]	2 [略]
3 振替社債、振替国債等を保証金その他の担保に充てる場合においては、 <u>社債等の振替に関する法律</u> （平成13年法律第75号）の規定による振替口座簿の記載又は記録をさせなければならない。	3 振替社債、振替国債等を保証金その他の担保に充てる場合においては、 <u>社債、株式等の振替に関する法律</u> （平成13年法律第75号）の規定による振替口座簿の記載又は記録をさせなければならない。
4 [略]	4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。